

# 民事裁判にかかる時間

## ——イメージと実際——

森 大 輔

### 概 要

本稿では、(1) 一般人は民事裁判にどれくらいの時間がかかると予想しているのか、(2) 民事裁判では実際にはどれくらいの時間がかかるのか、(3) 民事裁判の時間の長さに影響を与える要因としてどのようなものがあるかについて、一般人に対するインターネット調査と訴訟記録調査のデータを用いて考える。次のことがわかった。(1) 人々は、裁判に平均して1年2ヶ月前後はかかると思っている。(2) 平均値で見た場合、一審の長さは2004年で約7.7ヶ月(控訴審や上告審も含めると約8.3ヶ月)、2014年で約8.1ヶ月である。(3) 民事裁判の時間が長くなる要因として、原告人数が多いこと、原被の双方に弁護士がついていること、口頭弁論の併合があること、訴額が多いこと、裁判の結果が請求一部認容や和解であること、事件の種類が請負、債務不存在確認、契約損害賠償や交通事故損害賠償以外のその他の損害賠償であることなどが挙げられる。民事裁判にかかる時間自体を短くすることは重要だが、一般人の裁判のイメージを変えることも重要であると思われる。

### キーワード

民事裁判にかかる時間、審理期間、イメージ、迅速化、回帰分析

## I. はじめに

民事裁判にかかる時間を減らす努力が続けられている<sup>1</sup>。そして、少なくとも最近では、諸外国と比べても特に長く時間がかかるわけではないという状況となっているとされる。例えば、法務省(2014: 7)<sup>2</sup>では、日本の地方裁判所の平均審理期間が2012年の時点

1 例えば、ごく最近の、時間短縮のための新制度の導入の検討の紹介として神尾(2020)。

2 この報告書は、裁判の迅速化に関する法律附則第3項「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」に基づくものである。

で7.8ヶ月である一方、諸外国では、アメリカの連邦地裁が7.8ヶ月、イギリスの高等法院が11.6ヶ月、ドイツの地裁が8.2ヶ月、フランスの大審裁判所が7.9ヶ月という数値が示されている<sup>3</sup>。

それにもかかわらず、日本では依然として裁判には長い時間がかかると思っている人は多い。これは、裁判にかかる時間は正しくイメージできているが、現在の時間でも長いと人々は考えているという可能性もあるが、実際に裁判にかかる時間より、人々は裁判にかかる時間を長くイメージしてしまっているという可能性もある。

民事裁判にかかる時間を減らす努力が続けられている狙いの1つは、そうすることで裁判を利用しやすくするということである<sup>4</sup>（司法制度改革審議会 2001）。しかし、仮に民事裁判にかかる時間が減っても、人々の裁判に対するイメージが変わらなければ、人々の裁判の利用も変わらないと思われる<sup>5</sup>。もし、裁判にかかる時間は正しくイメージできているが、現在の時間でも長いと人々は考えているのであれば、裁判にかかる時間自体をより短くしていくことが最も重要であるが、実際に裁判にかかる時間より、人々は裁判にかかる時間を長くイメージしてしまっているのであれば、人々のイメージを変えることも重要であろう。

そこで本稿では、以下の3つのことについて、科学研究費補助金・基盤研究（S）「超高齢社会における紛争経験と司法政策」の「訴訟利用調査」の一環として行われた、一般人に対するインターネット調査と訴訟記録調査のデータを用いて考える。

- (1) 一般人は民事裁判にどれくらいの時間がかかると予想しているのか
- (2) 民事裁判では実際にはどれくらいの時間がかかるのか
- (3) 民事裁判の時間の長さに影響を与える要因としてどのようなものがあるか

以下の各章では、このそれぞれの問題を順に扱っている。Ⅱでは（1）の問題、Ⅲでは（2）の問題、Ⅳでは（3）の問題を扱う。

3 アメリカは2012年、イギリス、ドイツ及びフランスは2011年の数値である（法務省 2014: 7）。

4 民事裁判の利用を増やすのがそもそも望ましいのかという規範的な議論もありうるが、本稿ではそれについては扱わない。

5 棚瀬（1976: 216）は、裁判についてのイメージは、人々が裁判に関わる行動を起こそうとするとき、その行動の選択に影響を与えているとしている。実際に、裁判に時間がかかるという人々のイメージと、裁判の利用について人々の態度などとの関係についてアンケート調査のデータで分析したものとしては、佐々木（1974）、藤田（2006, 2010）、森（2015）などを参照。

## II. 一般人の民事裁判にかかる時間に関するイメージ

### 1. 一般人に対するインターネット調査の概要

一般人に対するインターネット調査（以降、一般人調査と呼ぶ）は、法や権利、法律家、裁判所等に関する一般市民の意識を尋ねることを目的に、2018年3月に実施されたものである。調査は株式会社日経リサーチの協力のもとに行い、調査対象は日経リサーチのパネルとして登録された者から抽出された、全国に居住する満20歳以上の人々である。インターネットのブラウザに表示された質問に対して回答者がPCやスマートフォンなどを通じて回答する、インターネット調査の方式によっている。

一般人調査の回答者の性別・年代については、表1と表2の一番下の「全体」という行に示されている<sup>6</sup>。この調査の母集団は調査会社にパネルとして登録された者であるので、日本人一般とは多少ずれがありうるという点に注意が必要である。現に、2018年の「人口推計」（総務省統計局 2019）の結果と比べてみると、性別は表1の「全体」の行と統計的に有意なずれはない<sup>7</sup>が、年代は表2の「全体」の行と有意なずれがあり、「人口推計」に比べて20代が若干少なく60代が若干多い<sup>8</sup>。

この調査の最初で、これまでの民事裁判の経験の有無を「あなたご自身はこれまでの人生で、民事の裁判の経験はありますか」という形で質問している。選択肢は「なかった」「あった」「わからない」という3つである。3402人中225人、すなわち約6.6%の者に裁判経験がある。

裁判経験ごとの性別・年代は、表1と表2にまとめられている<sup>9</sup>。表1によれば、裁判経験がない者は全体とほぼ男女の割合は変わらないのに対し、裁判経験のある者は男性の割合が顕著に高い<sup>10</sup>。このように、裁判経験が男性の方が多くことは、過去の調査でも指摘されている<sup>11</sup>。表2によれば、裁判経験がない者は全体とほぼ年代の割合も変わらない

6 回答者に70代以上の者が6名のみ含まれていたが、人数が非常に少ないため、本稿の分析ではこれらの者は除くことにした。

7 2018年の「人口推計」では男性50.3%、女性49.7%である。表1の「全体」の行について適合度検定を行うと、 $\chi^2 = 2.847, p = 0.092$ となる。

8 2018年の「人口推計」では20代15.9%、30代18.5%、40代23.8%、50代20.3%、60代21.5%である。表2の「全体」の行について適合度検定を行うと、 $\chi^2 = 23.227, p = 0.000$ となり、5%水準で有意である。ただし、効果量であるCohenの $w$ は0.083であり、ずれはそれほど大きくないと言えそうである。

9 本稿の統計分析はR 3.6.1を使用して行っている。

10 表1のクロス表についてカイ二乗検定を行うと、 $\chi^2 = 23.438, p = 0.000$ となり、裁判経験の有無について男女比に5%水準で有意な差がある。

11 例えば和田（2010: 74）を参照。この調査は2007年に日本全国の20歳以上の人々に対して行ったものであ

のに対し、裁判経験のある者は50代・60代の割合が高くなっている<sup>12</sup>。これは「これまでの人生で」という聞き方をしているため、年齢が高い方が長く生きてきた分、裁判の経験をしている可能性も高まることが影響していると思われる。このように裁判経験のある者については、性別・年代のみを見ても、通常の一般人とは異なる特徴を有していそうである。

次の2.の裁判にかかる時間の予想についての分析では、裁判経験のない者（以降、裁判未経験者と呼ぶ）のみについて分析を行うことにする。裁判未経験者が一般人のほとんどを占めており（約93.4%）、また前段で見たように裁判未経験者は一般人全体と集団としての特徴がさほど変わらないのに対して、裁判経験のある者はそうではなさそうであるからである。

表1 一般人調査の回答者の性別

		男性	女性	計
裁判経験なし	度数	1484	1624	3108
	%	47.7	52.3	100.0
裁判経験あり	度数	145	80	225
	%	64.4	35.6	100.0
わからない	度数	33	36	69
	%	47.8	52.2	100.0
全体	度数	1662	1740	3402
	%	48.9	51.1	100.0

表2 一般人調査の回答者の年代

		20代	30代	40代	50代	60代	計
裁判経験なし	度数	424	616	742	603	723	3108
	%	13.6	19.8	23.9	19.4	23.3	100.0
裁判経験あり	度数	21	29	43	55	77	225
	%	9.3	12.9	19.1	24.4	34.2	99.9
わからない	度数	18	19	7	12	13	69
	%	26.1	27.5	10.1	17.4	18.8	99.9
全体	度数	463	664	792	670	813	3402
	%	13.6	19.5	23.3	19.7	23.9	100.0

※計が100%になっていないものは丸め誤差のため。

る。抽出法は割当抽出、調査法は訪問留め置き法を用いている。詳しくは和田（2010: 69-70）を参照。

12 表2のクロス表についてカイ二乗検定を行うと、 $\chi^2=39.865$ ,  $p=0.000$  となり、裁判経験の有無について年代比に5%水準で有意な差がある。

## 2. 一般人の民事裁判にかかる時間の予想

一般人調査では、民事裁判に関する人々の様々なイメージについて尋ねている。そのうちの1つとして「民事裁判には長い時間がかかる」ということについて、そう思うかそう思わないかを5件法で尋ねている。裁判未経験者についての回答の結果を表したのが表3である。これを見ると、裁判未経験者の4分の3以上が裁判に時間がかかるということについて「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」を選んでいる。すなわち、裁判未経験者の多くは裁判に時間がかかるというイメージを持っていることがわかる<sup>13</sup>。

**表3 裁判に時間がかかると思うか（裁判未経験者）**

	そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	計
度数	1216	1173	520	53	31	115	3108
%	39.1	37.7	16.7	1.7	1.0	3.7	99.9

※計が100%になっていないのは丸め誤差のため。

それでは実際にどれくらいの時間がかかると予想しているのかについては、「あなたが裁判利用を考慮しなくてはならないような問題に直面し、裁判を起こすと決めたとします。裁判が終わるまでどのくらい時間がかかると思いますか」という形で質問をしている。回答は、「3ヶ月未満」「3～6ヶ月未満」「6ヶ月～1年未満」「1～2年未満」「2～3年未満」「3～5年未満」「5年以上」「わからない」の中から1つを選ぶようになっていた。

裁判未経験者の回答結果は表4のようになった。「わからない」という者が30%以上を占めており、どのくらい時間がかかると予想のつかない者も多い。予想のついた者の中では、「6ヶ月～1年未満」が最も多く、次いで「1～2年未満」が多かった。

**表4 裁判未経験者の裁判にかかる時間の予想をカテゴリで表したもの**

	3ヶ月未満	3-6ヶ月未満	6ヶ月-1年未満	1-2年未満	2-3年未満	3-5年未満	5年以上	わからない	計
度数	207	462	653	498	171	76	58	983	3108
%	6.7	14.9	21.0	16.0	5.5	2.4	1.9	31.6	100.0

裁判未経験者の予想している時間の長さをよりわかりやすくするために、回答の選択肢をそれぞれ1つの値に置き換えてみる（「わからない」はこの場合分析から外す）。その値として、各選択肢の中間の値をとることとする<sup>14</sup>。具体的には、1.5ヶ月、4.5ヶ月、9ヶ月、

13 過去の調査でも一般人の多くは裁判に時間がかかると思っているという結果となっている。例えば和田（2010: 77）を参照。

14 「5年以上」については中間の値を取ることはできない。このような場合、その隣の選択肢と同様の幅にす

18ヶ月（1.5年）、30ヶ月（2.5年）、48ヶ月（4年）、72ヶ月（6年）とする。

このとき、裁判未経験者の予想している時間の要約統計量は、表5のようになった。平均は14.2ヶ月、すなわち1年2ヶ月強である。中央値については9ヶ月である。また、ばらつきが大きく標準偏差が14.1ヶ月ある。

表5 裁判にかかる時間の予想値の要約統計量（単位：月数）

<i>M</i>	<i>SD</i>	0%	50%	100%	<i>n</i>
14.2	14.1	1.5	9.0	72.0	2125

※ *M*=平均, *SD*=標準偏差, 0% = 最小値, 50% = 中央値, 100% = 最大値, *n* = データ数である。以下の表でも同様。

事件の種類ごとに時間の予想値に違いはあるだろうか。この調査には、各回答者が想定している事件の種類を尋ねる質問がある。「この質問票にこれまでお答えいただいていた際に、あなたが念頭においていた裁判にもっとも近いものは、次の中のどの問題をめぐるものでしたか」という質問である。選択肢は「商品・サービスの購入や契約」「お金の貸し借り」「家や土地の購入・売却・改修」「家・マンション・土地などの貸し借り」「インターネットや携帯電話の利用」「職場や働き方」「病院や医療」「学校や子ども・孫の教育」「近所づきあい」「家族や親戚づきあい」「交通事故」「犯罪<sup>15</sup>」「役所との間での問題」「経営する会社や勤務する会社の事業」「高齢社会に特有の問題<sup>16</sup>」「その他」の中からもっともあてはまるもの1つを選ぶようになっている<sup>17</sup>。

表6が、想定している事件の種類ごとに、その事件の種類を選んだ回答者の裁判にかかる時間の予想値の要約統計量を求めたものである。時間の予想値の平均は最も短いもので12.2ヶ月、すなわち約1年であり、最も長いもので18.2ヶ月、すなわち約1年半である。中央値については最短が9ヶ月、最長が18ヶ月となっている。

事件の種類ごとに時間の予想値に違いがあるか否かを調べるため、一元配置分散分析を

るといふ決め方が1つありうるため、それに従ってここでは72ヶ月（6年）とする。ただし、この決め方では一般的に、実際の値よりも小さく見積もってしまう傾向がある（東京大学教養学部統計学教室編1991:31）。したがって、時間の予想値は実際には本文の分析よりもさらに長いと考えられる。

15 これは、民事というよりも刑事であるが、回答者の中には両者の区別があまりついていない者も多いと思われるため、選択肢の中に含まれている。実際、表6の*n*の列を見ると、この選択肢を選んでいる回答者がかなり多いことがわかる。

16 高齢社会に特有の問題については、「高齢者（65歳以上の人）の介護・扶養、高齢者の財産管理、空き家となっている実家の管理、振り込め詐欺、高齢者への高額商品の訪問販売、高齢者への暴力や高齢者からの暴力などを指しています」という説明が注意書きとして付けられている。

17 これらの事件の種類は、本調査と同様に基盤研究(S)「超高齢社会における紛争経験と司法政策」において行われている「暮らしのなかの困りごとに関する全国調査（2017年11月～12月）」<<https://web.iss.u-tokyo.ac.jp/cjrp/activities/survey/surbey-02/20171112.html>>（最終アクセス：2020年2月29日）におけるものを参考に作成されている。

行った。すると、統計的に有意とはならず ( $F=0.680, p=0.807$ )、時間の予想値に有意な差は見られなかった。これは、裁判未経験者にとっては、どの種類の事件であってもあくまで想像に過ぎないため、具体的な差となって表れにくいのだと思われる。

表6 想定している事件の種類ごとの時間の予想値 (単位: 月数)

事件の種類	<i>M</i>	<i>SD</i>	0%	50%	100%	<i>n</i>
商品・サービスの購入や契約	13.5	14.9	1.5	9.0	72.0	155
お金の貸し借り	14.5	15.1	1.5	9.0	72.0	242
家や土地の購入・売却・改修	12.2	11.0	1.5	9.0	48.0	124
家・マンション・土地などの貸借	13.2	15.5	1.5	9.0	72.0	48
インターネットや携帯電話の利用	18.2	16.4	1.5	18.0	72.0	21
職場や働き方	13.8	11.4	1.5	9.0	72.0	86
病院や医療	15.1	13.8	1.5	9.0	72.0	61
学校や子ども・孫の教育	16.7	18.7	1.5	9.0	72.0	19
近所づきあい	13.1	11.1	1.5	9.0	48.0	83
家族や親戚づきあい	12.4	11.4	1.5	9.0	72.0	107
交通事故	14.4	14.3	1.5	9.0	72.0	490
犯罪	14.9	14.4	1.5	9.0	72.0	498
役所との間での問題	12.2	6.9	1.5	13.5	18.0	6
経営する会社や勤務する会社の事業	16.5	13.5	1.5	9.0	48.0	30
高齢社会に特有の問題	14.3	17.3	1.5	9.0	72.0	101
その他	13.8	14.4	1.5	9.0	72.0	54

最後に、この節の最初で見た、裁判に長い時間がかかると思うか否かという裁判に関するイメージと、裁判にかかる時間の具体的な予想値の関係について見ておく。裁判に長い時間がかかると思うか否かについては、選択肢は5件法であったが、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」を「そう思う」にまとめ、「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」を「そう思わない」にまとめて3グループ（「わからない」は除いている）で時間の予想値を比較したのが、表7である。

これを見ると、裁判に長い時間がかかると思っている者の方が時間の予想値の平均が若干長い。一元配置分散分析によれば統計的に有意なものではない ( $F=0.712, p=0.491$ )。すなわち、裁判に長い時間がかかると思っても思っていないでも、人々は裁判に平均して1年～1年2ヶ月程度はかかると思っているということが言えるかもしれない。

表7 裁判に時間がかかると思うか否かごとの時間の予想値 (単位: 月数)

	<i>M</i>	<i>SD</i>	0%	50%	100%	<i>n</i>
そう思う	14.3	14.0	1.5	9.0	72.0	1799
どちらともいえない	13.8	14.7	1.5	9.0	72.0	245
そう思わない	12.1	13.9	1.5	9.0	72.0	49

### Ⅲ. 民事裁判にかかる時間の実際

#### 1. 訴訟記録調査の概要

訴訟記録調査はこれまで2回行われている<sup>18</sup>。1回目は、2004年1月1日から同12月31日の間に、全国50の地方裁判所本庁で終局した事件を対象としている<sup>19</sup>。調査対象事件は、家事事件を除く民事通常事件である<sup>20</sup>。また、原被の一方または双方に自然人当事者がいる事件のみを対象とし、原被双方とも法人のみ事件は対象から外している<sup>21</sup>。調査対象事件については、全国50の地方裁判所本庁について、各庁の扱った事件数が全国の総事件数に占める割合を計算し、訴訟事件番号リスト<sup>22</sup>から各庁の事件数に比例する形で、コンピュータで無作為に調査対象事件を抽出している。そして、抽出された事件について、実際に地方裁判所に向いて訴訟記録を閲覧し、訴訟記録転記用に開発したパソコンソフトを用いて必要事項を転記することで、データが作成された。

2回目は、2014年1月1日から同12月31日の間に、全国50の地方裁判所本庁で終局した事件を対象としている。調査対象事件は1回目（2004年）とほぼ同様であるが、異なる点として原被双方とも法人のみの事件も対象から外さずに転記を行ったということがあつた。ただし本稿では、2004年の結果と比較できるように、法人のみの事件は分析から外すことにする。

本節では、こうして作成されたデータのうち、裁判にかかる時間に注目する<sup>23</sup>。調査では訴状受理日と一審終局日を記録しているので、訴状受理日から一審終局日までの日数を計算して、これを「裁判にかかる時間<sup>24</sup>」と考える<sup>25</sup>（以後、「一審の長さ」と呼ぶ）。また、

18 1回目（2004年）の訴訟記録調査の調査方法等については、太田／フット（2009: vi-viii）を参照。2回目（2014年）については、本特集の飯田論文などを参照。

19 調査の実施可能性に鑑みて本庁保管の事件に限定しており、支部の事件は扱っていない。太田／フット（2009: vi）参照。

20 家事事件を除いているのは、2003年に制定され2004年4月から施行された民事訴訟法により、多くの家事事件に関する管轄が2004年の途中から地方裁判所から家庭裁判所に変ることになったことなどが理由である。太田／フット（2009: vi）参照。

21 これは、調査目的が自然人当事者の訴訟行動を調査することであったためである。太田／フット（2009: vii）参照。

22 最高裁事務総局から本調査のために提供された訴訟事件番号リストを使用している。

23 データのその他の変数の概要については、1回目の調査は河合（2010）、2回目の調査は本特集の飯田論文を参照。

24 「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」では審理期間と呼んでいる（例えば最高裁判所 2005: 19）が、ここではⅡに合わせて「裁判にかかる時間」と呼ぶことにする。

25 2004年、2014年とも、一審終局日が訴状受理日より前になっているデータが何件か存在した。これは転記

1 回目の調査については、控訴審、上告審があるものについてはそれぞれの終局日も記録しているため、訴状受理日から最後の裁判の終局日（すなわち一審で終了したものについては一審終局日、控訴審で終了したものについては控訴審終局日、上告審で終了したものについては上告審終局日）までの日数も計算している（以後、「事件終了までの長さ」と呼ぶ）。

## 2. 裁判にかかる時間

表 8 が、裁判にかかる時間の要約統計量を計算したものである。平均値で見た場合、2014 年の一審の長さは 242 日（約 8.1ヶ月）、2004 年の一審の長さは 232 日（約 7.7ヶ月）である。平均値で見た場合の一審の長さは、最高裁判所が公表している「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」でも確認することができる<sup>26</sup>。これによれば、2014 年の一審の長さは 8.5ヶ月（最高裁判所 2015: 24）、2004 年の一審の長さは 8.2ヶ月（最高裁判所 2005: 19）である<sup>27</sup>。多少報告書の方が長い、概ね似た値になっていると言える<sup>28</sup>。

表 8 では中央値も計算している。中央値で見た場合、2004 年の一審の長さは 110 日で

表 8 裁判にかかる時間（単位：日数）

2014 年一審						2004 年一審						2004 年事件終了					
<i>M</i>	<i>SD</i>	0%	50%	100%	<i>n</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	0%	50%	100%	<i>n</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	0%	50%	100%	<i>n</i>
242	282	2	136	2500	1334	232	296	1	107	2799	1115	249	316	1	110	2799	1115

- の際の人為的ミス、転記用 PC の動作不良などの原因によるものと考えられ、本稿の分析では欠損値とした。
- 26 これは、裁判の迅速化に関する法律第 8 条「最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を、二年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとする」に基づいて公表されているものである。
- 27 本調査と値が異なるのは、本調査が標本抽出によるのに対し報告書は当該年の全既済事件を対象としていること、本調査は人事訴訟事件を除いているのに対し報告書は人事訴訟事件を含めていること（最高裁判所 2015: 5）、本調査は訴状受理日から一審終局日までの日数という実数値を用いているのに対し報告書は審理期間の各区分（民事第一審訴訟事件の既済事件については、1 月以内から 5 年超まで 10 段階に区分されている）の中間値を使用して（つまり本稿の II の 2 と同様の方法で）平均値を求めていることなどの違いがあるためである。
- 28 報告書では同時に過払金返還請求訴訟を除いた場合の一審の長さの平均も求めている（最高裁判所 2015: 24）。これは、過払金返還請求訴訟は審理期間の短い事件が多く人証調べを行う事件も少ないなど、民事通常事件とは異なる特徴があると言われているからである（吉岡・亀村 2011: 50）。本調査で過払金返還請求訴訟を多く含む不当利得返還請求訴訟を除いて一審の長さの平均を求めると 2004 年は 234 日、2014 年は 259 日となり、除かない場合とそれほど変わらない。これは、2004 年は過払金返還請求訴訟が本格化する前の時期であり、また 2014 年は過払金返還請求訴訟のピークを過ぎ、判決で終局する事件の割合が増えたり判決の内容も複雑なものが増えたりといった変化が見られる（吉岡・亀村 2011: 52）ためかもしれない。このように、除いてもそれほど日数に変化が見られなかったため、本稿では過払金返還請求訴訟を除かずに分析を行う。

3ヶ月半強、2014年の一審の長さは136日で4ヶ月半となっており、半年かからずに一審が終了していることがわかる。一審の長さの標準偏差は、2004年は316日、2014年は282日であり、ばらつきが比較的大きい。実際、最大値を見てみると、2004年では2799日で約7.7年、2014年では2500日で約6.8年となり、裁判によってはかなり長くかかる場合もあることがわかる。

また、2004年については、控訴審や上告審も含めた事件終了までの長さも求めているが、この平均値は249日（約8.3ヶ月）である。一審の長さより若干長いのみでそれほど違いはないが、それは控訴審や上告審まで進む事件の割合がそれほど多くないためである。

Ⅱの2で見た一般人（裁判未経験者）の民事裁判にかかる時間の予想は平均値で1年2ヶ月前後であった。それに対して、実際の一審の長さは平均値で7ヶ月半～8ヶ月強ほどであることがわかった。よって、一般人は実際よりも裁判にかかる時間を半年ほど長く見積もっているということになる。

表9 裁判にかかる時間の範囲ごとの件数

		6ヶ月以内	1年以内	2年以内	3年以内	5年以内	5年超	計
2014年一審	度数	790	262	212	45	18	7	1334
	%	59.2	19.6	15.9	3.4	1.3	0.5	100.0
2004年一審	度数	696	194	161	40	17	7	1115
	%	62.4	17.4	14.4	3.6	1.5	0.6	100.0
2004年事件終了	度数	684	175	178	49	21	8	1115
	%	61.3	15.7	16.0	4.4	1.9	0.7	100.0

表9は、裁判にかかる時間を範囲ごとに区切って、それぞれの範囲に該当する事件の件数を調べたものである<sup>29</sup>。これを見ると2004年でも2014年でも、全事件の約6割で6ヶ月以内に一審が終了しており、約8割で1年以内に一審が終了している。これは、「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」における2014年の記述（最高裁判所2015: 21-22）や2004年の記述（最高裁判所2005: 21）と概ね同様である。また控訴審、上告審まで考えた場合でも、2004年において、一審のみの場合とほぼ変わらず、全事件の約6割で6ヶ月以内に一審が終了しており、約8割で1年以内に事件が終了していると言える。

29 1ヶ月は30日、1年は365日で日数を換算している。

## IV. 裁判にかかる時間に影響を与える要因

### 1. 個別の変数の検討

裁判にかかる時間が長期化する要因としてはどのようなものがあるだろうか。ここでは、訴訟記録調査に含まれる各変数が裁判にかかる時間に与える影響を調べる。

表 10 原被の人数と裁判にかかる時間（単位：日数）

	2014 年一審						2004 年一審						2004 年事件終了					
	M	SD	0%	50%	100%	n	M	SD	0%	50%	100%	n	M	SD	0%	50%	100%	n
原告 1 人	220	250	2	123	2320	1116	207	261	1	96	1974	958	223	284	1	97	2219	958
原告複数人	358	391	2	225	2500	218	385	424	7	286	2799	157	411	433	7	291	2799	157
被告 1 人	219	245	2	128	2320	967	212	272	1	102	2072	766	229	295	1	104	2219	766
被告複数人	305	356	6	162	2500	367	276	339	5	133	2799	349	293	355	5	142	2799	349

まず、原被の人数である。当事者多数の事件では、主張や争点の整理に時間がかかり、また期日指定にも支障が生じるため、裁判に時間がかかることが指摘されてきている（最高裁判所 2005: 38, 2009: 15-16, 井戸・伊藤・池原 2009: 42）。表 10 では、原告が 1 人か複数人か、被告が 1 人か複数人かで、裁判にかかる時間の要約統計量を比較したものである。すると、特に原告が複数人の場合は、1 人の場合よりも、裁判にかかる時間の平均値や中央値が長い。平均値で見ると原告が 1 人の場合は 7ヶ月程度であるが、複数人の場合は 1 年ほどとなっている。

次に、原被に法人を含むか否かである。原被ともに法人を含む事件は 2004 年ではデータへの転記の対象から外すことなどをしており、本調査の基本となっている分類であるため、これも見てみる。表 11 が、原被に法人が含まれるか否かで、裁判にかかる時間の要約統計量の違いを見たものである。被告ではそれほど変わらないが、原告に法人が含まれない場合は含まれる場合よりも裁判にかかる時間は長いように見える。

表 11 原被に法人が含まれるか否かと裁判にかかる時間（単位：日数）

	2014 年一審						2004 年一審						2004 年事件終了					
	M	SD	0%	50%	100%	n	M	SD	0%	50%	100%	n	M	SD	0%	50%	100%	n
原告法人なし	287	299	2	187	2500	842	302	334	7	200	2799	622	325	352	7	220	2799	622
原告法人あり	166	232	5	82	2143	492	144	209	1	69	1687	493	153	231	1	70	1991	493
被告法人なし	241	293	4	120	2500	950	218	292	1	95	2799	881	232	311	1	95	2799	881
被告法人あり	245	255	2	157	2107	384	287	305	7	182	2072	234	313	329	7	188	2072	234

原被に弁護士がついているか否かも要因になりうる。表 12 が、原被に弁護士がついているか否かで、裁判にかかる時間の要約統計量の違いを見たものである<sup>30</sup>。これを見ると特に被告に弁護士がついている場合に、原被とも弁護士がついていない本人訴訟の場合よりも、裁判は長くなっている。これは、弁護士がついている場合、被告が原告の攻撃に対する防御をしっかりとする結果、裁判が長くなるということかもしれない。

原被ともに弁護士がついている場合は、さらに裁判が長くなる。これは、こうした事件は争いのある事件や、内容が複雑な事件が多いことによるかもしれない（最高裁判所 2005: 47）。ただし、この結果からだけでは、弁護士がついているので長期化しているのか、長期化するような性質の事件だから弁護士がついているのかという因果関係の方向はわからないことには注意を要する<sup>31</sup>。

この原被ともに弁護士がついている場合は、裁判にかかる時間の平均値が1年2ヶ月程度である。これは、Ⅱの2で見た一般人（裁判未経験者）の民事裁判にかかる時間の予想の平均値とだいたい同じ値である。一般人のイメージする裁判自体、原被ともに弁護士がついて争っているものであるように思われ、もしそうであれば、その意味で一般人の予想は正しい面もあると言えるかもしれない。ただし、そうした原被ともに弁護士がつく事件は全体の4割程度のみである。

表 12 原被に弁護士がついているか否かと裁判にかかる時間（単位：日数）

	2014 年一審						2004 年一審						2004 年事件終了					
	M	SD	0%	50%	100%	n	M	SD	0%	50%	100%	n	M	SD	0%	50%	100%	n
原被とも本人	82	58	2	63	368	181	91	112	5	60	1063	160	94	116	5	62	1063	160
原告のみ弁護士	113	92	2	88	624	581	92	118	1	63	1939	455	94	122	1	63	1939	455
被告のみ弁護士	242	225	10	200	1428	46	306	373	36	183	1974	51	340	425	36	224	2219	51
原被とも弁護士	440	347	5	356	2500	526	417	349	26	329	2799	448	452	365	26	363	2799	448

被告から反訴（民事訴訟法第 146 条）が出されたか否か、口頭弁論の併合や分離<sup>32</sup>（民事訴訟法第 152 条）が行われたか否かとの関係も見てみる<sup>33</sup>。表 13 が、反訴・併合・分離の

30 データには弁護士の人数についての変数があり、それを弁護士の人数が0人の場合は弁護士がついていない、1人以上の場合は弁護士がついていると2値化した。

31 弁護士がついていない場合は、弁護士がついた場合と比較して、当事者が的確な主張・立証を準備するのに時間を要するなどの理由から裁判が長期化するとされ、弁護士強制制度の導入が提案されている（最高裁判所 2011: 24-25, 吉岡・亀村 2011: 55）。少なくとも、以上の結果からは、弁護士強制制度の一律の導入については疑問符がつく可能性もある。

32 口頭弁論の併合や分離が行われた場合、併合前の他事件、分離後の他事件については調査対象としないことになっていた。

33 反訴、併合がある場合は、訴訟記録の表紙に記載があり、関連事件の別綴りの記録が束ねられていた。それに対して、分離は、期日調書のみに記載のある場合があった。

有無による、裁判にかかる時間の長さの要約統計量の違いを見たものである。これを見ると、それぞれ件数はそれほど多くない。しかし、反訴や併合については、これらがある場合の方が裁判にかかる時間が長くなっており、特に併合では1年半を超えている。反訴がある場合は原被が激しく争っている場合が多いこと、併合がある場合には当事者が増えて複雑化することにより、裁判にかかる時間が長くなるのかもしれない。

表 13 反訴・併合・分離の有無と裁判にかかる時間（単位：日数）

	2014年一審						2004年一審						2004年事件終了					
	M	SD	0%	50%	100%	n	M	SD	0%	50%	100%	n	M	SD	0%	50%	100%	n
反訴なし	225	264	2	128	2500	1253	223	289	1	104	2799	1061	238	309	1	105	2799	1061
反訴あり	508	398	5	427	2320	81	417	371	42	302	1916	54	469	380	42	392	1916	54
併合なし	220	249	2	128	2500	1265	213	267	1	100	2091	1047	227	288	1	102	2219	1047
併合あり	659	476	5	551	2320	69	537	492	27	389	2799	68	589	496	27	460	2799	68
分離なし	243	284	2	135	2500	1314	230	297	1	106	2799	1082	247	317	1	108	2799	1082
分離あり	171	92	59	156	499	20	297	263	26	180	1037	33	326	288	26	217	1037	33

また、事件の内容によって、裁判にかかる時間は異なると思われる。データには、事件の標目に関する変数がある。この事件の標目は、基本的には訴訟記録に記載されたものをデータに転記している。しかし、これは訴え提起時に原告の自己申告に基づいて裁判所書記官が記載したものであり、事件の実態との齟齬が見られるものもあった。そこでデータが集まった後に、訴訟記録調査にかかわった研究メンバーが分担して、「請求の趣旨」や「判決条項・和解条項」などの自由記述部分の記載と照らし合わせることで、事件の実態に合わせた事件の標目の修正を行っている<sup>34</sup>。「不当利得返還請求（過払金返還請求を含む）」「預託金返還」「債務不存在確認」「労働」「手形小切手」「境界確定」の6つは、その修正の際に「その他」の中でも多くみられる類型として追加したものである。

表 14 が、事件の標目ごとの、裁判にかかる時間の要約統計量である<sup>35</sup>。これを見ると、平均値が特に長いのは、「契約損害賠償」「請負」「その他の損害賠償」「相続」「債務不存在確認」「労働」である<sup>36</sup>。

「契約損害賠償」「請負」は、「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」において長期化しやすいタイプの訴訟として言及されている建築関係訴訟（最高裁判所 2005: 83, 2009: 191）

34 本特集の木下論文は、研究メンバーによる修正を行った事件の標目を、さらに独自に整理し直している。本稿では、その整理前の、研究メンバーによる修正のみの事件の標目をを用いている。

35 表 14 下の注にあるように、事件の標目は、1つの事件につき複数のものが該当している場合がある。2004年の調査では最大3つ、2014年の調査では最大5つの標目に同時に該当している事件がある。なお、2004年には「離婚」という標目がデータに含まれていたが、前述のように人事訴訟は基本的に調査対象から除いているため、これらの事件は分析から外している。

36 他に「預託金返還」「不動産所有権」「境界確定」も長い件数が少ないためここでは言及していない。

表 14 事件の標目と裁判にかかる時間（単位：日数）

事件の標目	2014 年一審						2004 年一審						2004 年事件終了					
	M	SD	0%	50%	100%	n	M	SD	0%	50%	100%	n	M	SD	0%	50%	100%	n
貸金	149	204	5	87	1924	133	204	254	5	93	1470	126	214	267	5	93	1470	126
保証	133	117	16	99	802	113	165	240	10	63	1470	59	170	245	10	63	1470	59
売買代金	184	161	45	110	499	15	142	197	31	80	973	22	169	290	31	80	1413	22
立替金・求償金	126	143	11	83	917	141	109	129	1	62	871	124	113	144	1	62	988	124
契約損害賠償	438	299	9	375	1246	46	362	328	62	286	1429	38	382	333	62	318	1435	38
請負	474	559	46	273	2320	33	356	433	45	232	1974	22	383	490	45	232	2219	22
交通事故損害賠償	382	246	14	340	1466	126	373	322	13	299	1916	74	392	334	13	312	1916	74
その他の損害賠償	468	448	2	346	2500	187	354	373	13	242	2091	148	373	383	13	246	2091	148
家賃・地代	100	107	6	70	795	218	135	147	13	68	594	31	145	162	13	68	594	31
不動産所有権	347	422	54	317	1528	11	586	382	54	591	1518	15	619	400	54	671	1518	15
不動産明渡	119	178	6	72	2108	257	101	120	7	64	763	272	111	152	7	64	1040	272
不動産登記	334	451	36	155	2143	37	316	362	5	161	1518	43	348	378	5	239	1518	43
相続	428	356	16	354	1807	50	629	676	84	324	2799	24	648	686	84	324	2799	24
その他	273	341	13	128	2500	346	306	277	10	244	1687	127	342	306	10	279	1991	127
不当利得返還	177	144	2	141	1252	271	197	232	29	129	1470	61	212	245	29	133	1470	61
預託金返還	485	751	57	216	2320	8	322	316	41	204	1100	12	338	329	41	204	1100	12
債務不存在確認	453	318	7	434	1107	25	422	514	28	253	1939	27	438	516	28	271	1939	27
労働	482	279	16	464	1203	64	364	355	7	272	1459	27	395	395	7	304	1459	27
手形小切手	-	-	-	-	-	-	337	323	23	316	1103	9	350	327	23	316	1103	9
境界確定	322	-	322	322	322	1	455	264	78	391	796	7	542	313	78	683	876	7

※事件の標目は、1つの事件につき複数のものが該当している場合がある。

に関係する<sup>37</sup>。建築関係訴訟は、特に建物の瑕疵の存否が問題となる場合に建築に関する専門的技術的知見が必要とされる（岡崎 2009: 130）ことなどから、裁判が長期化しやすい類型とされている。「その他の損害賠償」については、「契約損害賠償」や「交通事故損害賠償」以外の様々な損害賠償の事件がすべてこれに該当する。そのため、主要事実の特定が難しく何が争点となるか等の認識共有が困難な非典型的な事件も多く含んでいるため、裁判が長期化しやすい<sup>38</sup>（最高裁判所 2019: 72）。「相続」は、争点や当事者が多数であったり、客観的な証拠が不足していたり、感情的な対立があったりするために、長期化しやすいとされる（最高裁判所 2009: 175-176）。「債務不存在確認」は、複雑困難な事件が多く、また反訴の提起がなされやすいという指摘がある（松村 1998: 17）。「労働」は、関連する様々な事実関係を総合的に評価し、法が定める規範的な要件への具体的な当てはめを検討しなければならず、事実認定や規範的要件該当性の判断が困難な場合が多いとされる（最

37 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件（建物建築に関する設計、監理、施工等につき瑕疵があったと主張し、その瑕疵に基づく損害賠償を求める事件）と建築請負代金事件（建物建築に関する請負代金、工事代金、設計料、報酬金等を請求する事件）があり（最高裁判所 2005: 83）、これらが「契約損害賠償」や「請負」に該当すると思われる。

38 最高裁判所（2007: 184）では、「その他の損害賠償」に含まれる特に長期化しやすいものとして「多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟」を取り上げている。また、最高裁判所（2019: 76）では、「その他の損害賠償」に含まれるものとして IT・ソフトウェア関係の訴訟などが挙げられており、これらは専門的技術的知見を要するゆえに長期化しやすい。

高裁判所 2005: 113).

一審の結果によっても、裁判にかかる時間は異なる。表 15 が、一審の結果ごとの、裁判にかかる要約統計量を求めたものである<sup>39</sup>。「判決」には「請求認容」「請求一部認容」「請求棄却」の 3 種類の結果がありうる<sup>40</sup>が、後二者では裁判にかかる時間が長く、「請求一部認容」では 1 年半、「請求棄却」では 1 年～1 年 4 ヶ月程度になっている。これは「請求認容」の場合には被告が争わずに判決に至る場合が多いが、「請求一部認容」「請求棄却」の場合は原告と被告が争った結果である場合が多いためである。こうした原告と被告が争って判決に至る事件が一般人の通常想定する裁判だとすれば、この場合も一般人の裁判にかかる時間の予想値（1 年 2 ヶ月）と近いということになる。ただし、原告と被告が争って判決に至る場合（「請求一部認容」「請求棄却」の場合）は全事件の 1 割強程度しかないことに注意が必要である。

また、「和解」の場合も比較的にかかる時間が長い。和解の見込みについて裁判官と弁護士の認識が食い違う場合、弁護士と依頼者の認識が食い違う場合等には、和解の調整のために争点整理が長期化する場合があるとされ（井戸・伊藤・池原 2009: 41）、裁判官も話し合いによる解決の可能性の見極めが困難な場合があるとされる（最高裁判所 2009: 14）。

表 15 一審の結果と裁判にかかる時間（単位：日数）

一審の結果	2014 年一審						2004 年一審						2004 年事件終了					
	M	SD	0%	50%	100%	n	M	SD	0%	50%	100%	n	M	SD	0%	50%	100%	n
判決	240	298	5	112	2320	621	221	275	15	96	2072	543	256	318	15	98	2219	543
請求認容	118	130	11	77	1352	429	121	154	15	69	1083	387	132	175	15	70	1083	387
請求一部認容	531	412	112	461	2320	107	537	384	56	425	2072	89	621	415	56	507	2219	89
請求棄却	487	330	5	435	1751	85	377	260	45	339	1687	67	485	312	45	462	1991	67
和解	308	302	10	224	2500	478	289	341	15	181	2799	402	289	341	15	181	2799	402
請求の認諾	117	84	37	94	243	8	136	136	28	84	550	17	136	136	28	84	550	17
訴えの却下	220	196	63	132	624	7	260	363	37	92	1103	8	295	382	37	92	1103	8
訴状却下	50	35	26	38	132	8	26	-	26	26	1	78	-	78	78	78	1	1
訴えの取下	162	181	2	118	1528	296	126	171	1	73	1335	167	127	171	1	73	1335	167
その他	268	226	44	230	608	10	397	344	21	283	1081	21	397	344	21	283	1081	21

※ 一審の結果は、1 つの事件につき複数のものが該当している場合がある。

最後に、控訴の有無との関係を見ておく。表 16 が、控訴の有無による、裁判にかかる時間の要約統計量の違いを見たものである。これを見ると、「控訴あり」の方が裁判にかかる時間が長い。ここでいう「裁判にかかる時間」は、一審のみの長さであることに注意が必要である。すなわち、控訴されるような事件は原告と被告の間で激しく争われる事件

39 表 15 下の注にあるように、一審の結果は、1 つの事件につき複数のものが該当している場合がある。これは、当事者が複数存在する場合に当事者ごとに違った結果が生じうるためである。

40 「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」ではこれとは違い、判決について「対席判決」「欠席判決」という分類をしている。この場合、対席判決で裁判にかかる時間が長い。例えば最高裁判所（2005: 21-22）参照。

が多いため、一審だけで見てもかかる時間が長いということだと思われる。なお、表 16 では「2004 年事件終了」は示していない。それは、控訴審や上告審まで含めた事件終了までの長さは「控訴あり」の方が長くなるのは当然だからである。

表 16 控訴の有無と裁判にかかる時間（単位：日数）

	2014 年一審						2004 年一審					
	M	SD	0%	50%	100%	n	M	SD	0%	50%	100%	n
控訴なし	213	242	2	125	2500	1222	209	281	1	95	2799	1013
控訴あり	557	448	48	459	2320	112	465	343	26	381	1974	102

## 2. 重回帰分析による検討

以上、様々な変数について裁判にかかる時間との関係を個別に見てきた。しかし、例えばある標目の事件については当事者が多数になることが多いなど、いくつかの変数の影響が重なる場合も多く、どの変数が影響しているか判別しにくい場合もある。そこで、これまで見た変数すべてを独立変数として使用した重回帰分析を行ってみる。

表 17 がその結果である。独立変数の一番上の「原告人数」の横についている「0= 原告 1 人」はダミー変数の 0 の値の意味を示している。また「原告弁護士×被告弁護士」は交互作用項であり原被双方に弁護士がついている場合の影響を表している。

また、独立変数としてこれまで見た変数だけでなく、訴額を自然対数に変換したものを加えている<sup>41</sup>。通常、回帰係数は各独立変数が 1 増加した時の従属変数の増加分を表すが、対数変換した変数の場合は元の変数が 1 パーセント増えた時の従属変数の増加分を表す。

事件の標目については、件数の非常に少ない「不動産所有権」「預託金返還」「手形小切手」「境界確定」を「その他」に統合している<sup>42</sup>。表中の「参照：不動産明渡」は事件の標目に関する一連のダミー変数の参照カテゴリが「不動産明渡」であることを意味している。この標目を参照カテゴリに選んだのは件数が多いこと、裁判にかかる時間が短く 2004 年から 2014 年の変化が小さいことからである。一審の結果についても、件数の非常に少ない「請求の認諾」「訴えの却下」「訴状却下」を「その他」に統合している。一審

41 訴額の要約統計量は、2014 年は平均 12,814,165、標準偏差 45,018,668、最小値 0、中央値 3,045,168、最大値 806,828,286 であり、2004 年は平均 18,369,637、標準偏差 90,812,808、最小値 0、中央値 2,945,380、最大値 1,713,841,475 であった（単位は円）。

42 あるカテゴリに含まれるケース数が非常に小さい場合、そのカテゴリについてのダミー変数の偏回帰係数の標準誤差が大きくなってしまいますので、複数の小カテゴリを統合するなどして、十分なケース数を持つカテゴリにしてダミー変数化した方が安定した推定値が得られやすい。三輪・林（2014: 113）参照。

の結果に関する一連のダミー変数の参照カテゴリは「請求認容」である。これを参照カテゴリに選んだのは事件の標目と同様の理由で、件数が多いこと、裁判にかかる時間が短く2004年から2014年の変化が小さいことからである。

なお、「2004年事件終了」については「控訴」を独立変数に加えていない。これは控訴

表 17 裁判にかかる時間（単位：日数）についての重回帰分析

独立変数		2014年一審		2004年一審		2004年事件終了	
		<i>B</i>	<i>SE</i>	<i>B</i>	<i>SE</i>	<i>B</i>	<i>SE</i>
原告人数 (0=原告1人)		59**	16	69**	22	78**	23
被告人数 (0=被告1人)		43**	14	19	16	18	17
原告法人 (0=法人なし)		1	16	14	20	24	21
被告法人 (0=法人なし)		21	20	1	23	4	24
原告弁護士 (0=弁護士なし)		3	18	-18	22	-15	23
被告弁護士 (0=弁護士なし)		20	35	110**	39	116**	41
原告弁護士×被告弁護士		148**	36	72†	42	93*	43
反訴 (0=反訴なし)		72**	26	26	34	41	35
併合 (0=併合なし)		241**	27	150**	31	166**	32
分離 (0=分離なし)		-50	46	-10	42	-7	43
訴額の自然対数		16**	3	28**	4	28**	4
事件の標目	貸金 (参照: 不動産明渡)	-34	23	11	24	5	25
	保証 (参照: 同)	-65**	23	-21	33	-28	34
	売買代金 (参照: 同)	12	54	-18	51	-5	53
	立替金・求償金 (参照: 同)	-42†	23	-28	25	-42	26
	契約損害賠償 (参照: 同)	45	32	54	41	33	42
	請負 (参照: 同)	136**	37	133**	51	142**	53
	交通事故損害賠償 (参照: 同)	-34	26	2	33	-8	34
	その他の損害賠償 (参照: 同)	95**	20	77**	25	53*	26
	家賃・地代 (参照: 同)	-33	20	-56	44	-48	46
	不動産登記 (参照: 同)	44	36	125**	39	125**	40
	相続 (参照: 同)	48	32	267**	50	255**	52
	その他 (参照: 同)	28*	14	33	23	37	24
	不当利得返還 (参照: 同)	-31	23	-7	36	-2	37
	債務不存在確認 (参照: 同)	103*	44	229**	48	235**	50
	労働 (参照: 同)	25	29	45	48	56	50
一審の結果	請求一部認容 (参照: 請求認容)	172**	24	188**	32	271**	32
	請求棄却 (参照: 同)	70*	29	45	37	158**	36
	和解 (参照: 同)	38*	16	41*	19	15	19
	訴えの取下 (参照: 同)	-8	17	-20	22	-34	23
	その他 (参照: 同)	11	38	24	37	7	39
控訴 (0=控訴なし)		119**	24	57†	30		
調整済 $R^2$		0.493		0.403		0.435	
$n$		1334		1101		1101	

※ †  $p < 0.1$ , \*  $p < 0.05$ , \*\*  $p < 0.01$ .  $B$  は非標準化偏回帰係数,  $SE$  は標準誤差を表す. 従属変数は「2014年一審」「2004年一審」は一審の長さ, 「2004年事件終了」は事件終了までの長さ. なお, 切片の記載は省略している.

の有無と裁判にかかる時間の関係を調べた時に述べたのと同様の理由であり、控訴審や上告審まで含めた事件終了までの長さは「控訴あり」の方が長くなるのは当然だからである。

表 17 を見ると、「2014 年一審」「2004 年一審」「2004 年事件終了」に共通して 5%水準で有意になっている変数がある。それらは、「原告人数」「原告弁護士×被告弁護士」（ただし「2004 年一審」は 10%水準でのみ有意）「併合」「訴額の自然対数」「請負」「その他の損害賠償」「債務不存在確認」「請求一部認容」である。「2014 年一審」「2004 年一審」に共通するものとしては「和解」「控訴」（ただし「2004 年一審」は 10%水準でのみ有意）がある。これらはどれも偏回帰係数が正であり、裁判にかかる時間が長くなる要因であると考えられる。

その他、「2014 年一審」では「被告人数」「反訴」「請求棄却」などが有意で偏回帰係数が正、「保証」は有意で偏回帰係数が負となっている。「2004 年一審」と「2004 年事件終了」でその他の有意な変数は概ね共通しており、「被告弁護士」「不動産登記」「相続」が有意で偏回帰係数が正である（「2004 年事件終了」のみ「請求棄却」も有意である）。

## V. 終わりに

本稿では、(1) 一般人は民事裁判にどれくらいの時間がかかると予想しているのか、(2) 民事裁判では実際にはどれくらいの時間がかかると、(3) 民事裁判の時間の長さに影響を与える要因としてどのようなものがあるかという 3 つのことについて、一般人に対するインターネット調査と訴訟記録調査のデータを用いて考えた。その結果、以下のことがわかった。

- (1) 人々（特に裁判未経験者）は、裁判に平均して 1 年 2 ヶ月前後はかかると思っている。この値は、具体的にどんな内容の事件を想定しているかということや、裁判に長い時間がかかると思っているか否かということにあまり影響を受けない。
- (2) 平均値で見た場合、2004 年の一審の長さは 232 日（約 7.7 ヶ月）、2004 年の控訴審や上告審も含めた長さは 249 日（約 8.3 ヶ月）、2014 年の一審の長さは 242 日（約 8.1 ヶ月）である。そして、全事件の約 6 割で 6 ヶ月以内、約 8 割で 1 年以内に一審が終了しており、上告審や控訴審を含めても同様である。
- (3) 民事裁判の時間が長くなる要因としては、原告人数が多いこと、原被の双方に弁護士がついていること、口頭弁論の併合があること、訴額が多いこと、裁判の結果が請求

一部認容や和解であることなどが挙げられる。また、事件の種類が、請負、債務不存在確認、「その他の損害賠償」（契約損害賠償や交通事故損害賠償以外の損害賠償）であることなども長くなる要因である。さらに、控訴がなされるような事件ではそうでない事件よりも、一審の長さが長くなっている。

(1) と (2) から、一般人は実際よりも裁判にかかる時間を長く見積もっているということになる。ただし、(3) に挙げられているような各種要因が存在している場合は、裁判にかかる時間が長くなりうる。そして、一般人が想定している民事裁判が、こうした要因が存在している場合である可能性もある。例えば、原被ともに弁護士がついている場合や、原被が争って請求一部認容や請求棄却の判決が出る場合には、裁判にかかる時間の平均値は1年数ヶ月となる。これは、一般人の民事裁判にかかる時間の予想の平均値とだいたい同じ値である。一般人のイメージする裁判自体、原被ともに弁護士がついて、原被が激しく争っているものであるように思われ、もしそうであれば、その意味で一般人の予想は正しい面もあると言えるかもしれない。ただし、原被ともに弁護士がつく事件は全体の4割程度、請求一部認容や請求棄却の判決が出る場合は1割強と、全事件の中でそれほど多いわけではないことに注意が必要である。

以上のことから、民事裁判にかかる時間自体を短くすることは重要だが、同時に一般人が持っている裁判のイメージを変えることも重要だと言えそうである<sup>43</sup>。そのために、平均値で見て一般人が思っているよりも裁判にかかる時間が短いこと、一般人が想定しているような弁護士が双方につく事件や原被が争って請求一部認容などの判決が出る事件はそれほど多くないこと、こういった要因がある場合に裁判が長くなりやすいかといったことを、情報として一般人に分かりやすく提供していくことが求められる。

## 【付記】

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（S）「超高齢社会における紛争経験と司法政策」（研究課題番号：16H06321）の成果の一部である。

---

43 関連して、裁判に時間がかかりすぎるとする人々の批判は、必ずしも普遍的なものではない。最高裁判所が行った各国の文献等の調査や司法行政担当者、裁判官、弁護士、学者等に対するインタビュー調査によれば、例えばフランスでは裁判に時間がかかりすぎるとする批判が多いのに対し、ドイツではそうした批判はあまり聞かれないという結果となっている（最高裁判所 2007: 208-226）。

## 参考文献

- 井戸俊一・伊藤大介・池原桃子（2009）「民事訴訟事件一般に共通する審理長期化要因について—裁判の迅速化に係る検証（第3回）の概要」NBL 910号 37-57頁。
- 岡崎克彦（2009）「建築関係訴訟の運営について—民事調停手続きの活用を中心として—」東京大学法科大学院ローレビュー4号 129-145頁。
- 神尾尊礼（2020）「民事裁判の審理期間が3分の1程度に短縮へ」企業実務 59巻1号 80-83頁。
- 河合幹雄（2010）「日本の訴訟当事者の特性—2004年民事訴訟行動調査報告から」ダニエル・H・フット／太田勝造編『裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会，3-19頁。
- 最高裁判所（2005）「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第1回）」  
[https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryu/hokoku\\_01\\_hokokusyo/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/hokoku_01_hokokusyo/index.html)（最終アクセス：2020年2月29日）。
- 最高裁判所（2007）「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第2回）」  
[https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryu/hokoku\\_02\\_hokokusyo/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/hokoku_02_hokokusyo/index.html)（最終アクセス：2020年2月29日）。
- 最高裁判所（2009）「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第3回）分析編」  
[https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryu/hokoku\\_03\\_hokokusyo/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/hokoku_03_hokokusyo/index.html)（最終アクセス：2020年2月29日）。
- 最高裁判所（2011）「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第4回）施策編」  
[https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryu/hokoku\\_04\\_hokokusyo/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/hokoku_04_hokokusyo/index.html)（最終アクセス：2020年2月29日）。
- 最高裁判所（2015）「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第6回）」  
[https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryu/hokoku\\_06\\_hokokusyo/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/hokoku_06_hokokusyo/index.html)（最終アクセス：2020年2月29日）。
- 最高裁判所（2019）「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第8回）」  
[https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryu/hokoku\\_08\\_hokokusyo/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/hokoku_08_hokokusyo/index.html)（最終アクセス：2020年2月29日）。
- 佐々木吉男（1974）『民事調停の研究（増補）』法律文化社。
- 司法制度改革審議会（2001）『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』  
<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>（最終アクセス：2020年2月29日）。
- 総務省統計局（2019）「人口推計（2018年（平成30年）10月1日現在）」  
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2018np/index.html>（最終アクセス：2020年2月29日）。
- 棚瀬孝雄（1976）「裁判イメージと訴訟体験」私法 38号 216-226頁。
- 東京大学教養学部統計学教室編（1991）『統計学入門』東京大学出版会。
- 藤田政博（2006）「訴訟利用にともなう費用と時間」佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦編『利用者からみた民事訴訟—司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」の2次分析』日本評論社，105-123頁。
- 藤田政博（2010）「訴訟をためらう原因は何か」菅原郁夫・山本和彦・佐藤岩夫編『利用者が求める民事訴訟の実践—民事訴訟はどのように評価されているか』日本評論社，74-82頁。
- フット，ダニエル・H／太田勝造編（2010）『裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会。
- 法務省（2014）「裁判の迅速化法に関する検討会報告書」  
<http://www.moj.go.jp/content/000124028.pdf>（最終アクセス：2020年2月29日）。
- 松村和徳（1998）「少額訴訟手続に関する若干の考察（上）」山形大学法政論叢 12号 1-29頁。
- 三輪哲・林雄亮 編著（2014）『SPSSによる応用多変量解析』オーム社。
- 森大輔（2015）「裁判にかかる費用や時間についての認識と裁判利用行動意図の関係—構造方程式モデリングによる分析」法社会学 81号 189-206頁。
- 吉岡大地・亀村恵子（2011）「民事訴訟事件の長期化要因の改善施策について—第4回裁判の迅速化に係る検証結果の概要」NBL 959号 50-71頁。
- 和田安弘（2010）「民事訴訟と女性（2）—一般人の訴訟イメージから見えてくるもの」ダニエル・H・フット／太田勝造編『裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会，69-89頁。